

令和3年12月3日

(趣旨)

第1条 この要項は、岐阜大学農学部・応用生物科学部創立100周年記念の一環として岐阜大学各務同窓会支部の会員増加や行事参加者の増加など活性化に取り組む支部等に対して、予算の範囲内において助成金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 この助成金の交付の対象は、岐阜大学各務同窓会の支部及び岐阜大学農学部・応用生物科学部に係るクラス・研究室・クラブ等OB・OG会（以下「支部等」という）とする。

(助成対象支部等)

第3条 この助成金の交付の対象となる団体は、100周年を契機に、本助成の実施期間中に、次に掲げるいずれかの支部活性化につながる事業を行う支部等とする。

<支部>

- (1) 新規支部会員を増加させるための取り組みを行う支部
- (2) 支部開催行事への参加者を増やすための取り組みを行う支部
- (3) 100周年記念式典開催の時期に合わせて岐阜県内で会員交流会等の会合を開催する支部（参加者数5名以上、岐阜県内にある支部で定期的な集まりは対象外）
- (4) 他支部と合同で交流会など会合を開催する支部
- (5) 岐阜大学農学部・応用生物科学部創立100周年記念事業会会長（以下「会長」という）が支部活性化にふさわしい取り組みと認めた事業を実施する支部

<クラス・研究室・クラブ等OB・OG会>

- (6) 会合開催時に各支部活動の紹介と加入案内を行うOB・OG会（参加者数15名以上に限る）

(助成事業の実施期間)

第4条 助成事業の実施期間は、令和4年1月1日から令和5年12月31日までとする。

(助成金の額等)

第5条 助成金の額は、別表1に定める定額助成とする。ただし、同じ取り組みを複数回行う場合は本助成を1回に限る。また、異なる取り組みを複数行う場合は、上限金額を1支部5万円とする。

(助成金の交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする団体代表者は、岐阜大学農学部・応用生物科学部創立100周年記念事業同窓会活動活性化事業助成金交付申請書(様式第1号)に、関係書類を添えて会長に申請しなければならない。

(助成金の交付決定)

第7条 会長は、前条の申請を受けたときは、岐阜大学農学部・応用生物科学部創立100周年記念事業会役員会でその内容を審査するものとする。

2 会長は、前項の審査により適当と認めたものについては、予算の範囲内において助成金の交付を決定し、当該助成金の交付を申請した支部等に対して 岐阜大学農学部・応用生物科学部創立100周年記念同窓会活動活性化事業助成金交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(遂行状況の報告)

第8条 会長は、必要があると認める場合は、助成支部等に対し、助成事業の遂行状況の報告を求めることができる。

(実績報告)

第9条 助成支部等は、助成事業が完了した日から起算して30日を経過した日までに岐阜大学農学部・応用生物科学部創立100周年記念同窓会活動活性化事業助成金実績報告書(様式第3号)を会長に提出しなければならない。

(助成金の額の確定)

第10条 会長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、助成金の額を確定し、岐阜大学農学部・応用生物科学部創立100周年記念同窓会活動活性化事業助成金額確定通知書(様式第4号)により、助成支部等に通知するものとする。

(助成金の支払)

第11条 助成金は、前条の規定により交付すべき助成金の額を確定した後に支払うものとする。

(助成金の交付決定の取消し等)

第12条 会長は、助成支部等が助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他この要項に違反したときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 会長は、前項の規定により変更又は取消しを行ったときは、期限を付して既に交付した助成金の全額又は一部の返還を命じることができる。

(補則)

第13条 この要項に定めるもののほか、この要項の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

別表1

助成金額

<支部>

取り組み内容	1支部あたり金額
(1) 100周年を契機に新規会員を増加させるための取り組みを行う支部	30,000円
(2) 100周年を契機に支部開催行事へ参加者を増やすための取り組みを行う支部	30,000円
(3) 100周年記念式典の開催時期に合わせて岐阜県内で会員交流会などを開催する支部	20,000円
(4) 100周年を契機に他支部と合同で交流会などを開催する支部	20,000円
(5) 岐阜大学農学部・応用生物科学部創立100周年記念事業会会長が支部活性化にふさわしい取り組みと認めた事業を実施する支部	20,000円

<クラス・研究室・クラブ等OB・OG会>

取り組み内容	1OB会あたり金額
(1) 100周年を契機に、OB・OG会開催時に各支部活動の紹介と加入案内を行うOB・OG会	20,000円